

令和8年3月号

SANWA LINER

URL <https://sanwa-kaikei.com>

※ ホームページも情報満載です。
是非、ご覧下さい！！

税理士法人 三和会計事務所

山形市浜崎 76 番地 7

TEL : (023) 624-3466

FAX : (023) 624-3472



← QR で簡単に
ホームページへ

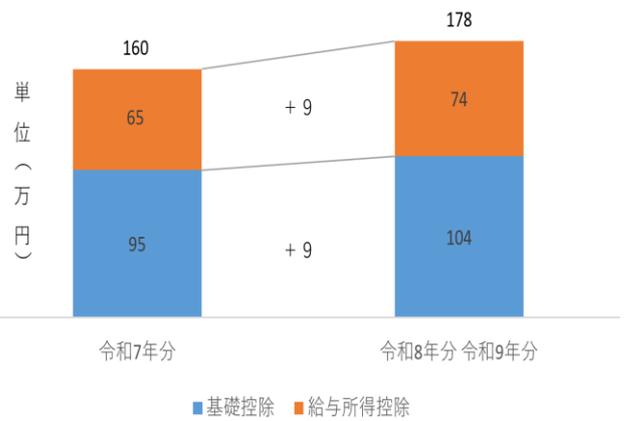
所得税の壁について

令和7年度税制改正により、所得税がかからない範囲は「年収 160 万円(基礎控除額 95 万円・給与所得控除の最低保障額 65 万円)まで」とされましたが、令和8年度税制改正で、さらにその範囲が拡大し、「年収 178 万円まで」となります。

合計所得金額が 2,350 万円以下の人基礎控除額が「+4 万円」となることに加え、令和8年分および令和9年分については、特例として合計所得金額に応じてさらに上乗せされます。

加えて、給与所得控除の最低保障額が「65 万円」から「69 万円」に引き上げられ、かつ、令和8年分および令和9年分に限り「+5 万円」が上乗せされます。

所得税のかからない給与の年収



■基礎控除の額

合計所得金額	令和7年分	令和8年分 令和9年分	令和10年分
132万円以下	95万円	104万円	99万円
132万円超 336万円以下	88万円		62万円
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円	67万円	48万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円	
2,350万円超 2,400万円以下			32万円
2,400万円超 2,450万円以下			16万円
2,450万円超 2,500万円以下			なし

■給与所得控除の額

合計所得金額	令和7年分	令和8年分 令和9年分	令和10年分
190万円以下	65万円	74万円	69万円
190万円超 220万円以下	収入金額×30%+8万円		
220万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円		
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円		
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円		
850万円超	195万円(上限)		



3月の税務カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
3 ・ 4 月	①	2	3	4	5	6	⑦
	⑧	9	10	11	12	13	⑭
	⑮	16	17	18	19	⑳	㉑
	㉒	23	24	25	26	27	㉘
	㉙	30	31	1	2	3	④
	⑤	6	7	8	9	10	⑪
	⑫	13	14	15	16	17	⑱

3月の主な税務

- 3/10(火) ・ 2 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3/16(月) ・ 令和7年分贈与税の申告 2/2 ~ 3/16
・ 令和7年分所得税の確定申告 2/16 ~ 3/16
- 3/31(火) ・ 1 月決算法人の確定申告と納税
・ 7 月決算法人の中間申告と納税
・ 消費税の年税額が 400 万円超の 4 月
7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告と納税

